

特殊建築物等の定期報告作成要領

(長崎県)

特殊建築物・昇降機以外の建築設備編

長崎県土木部まちづくり推進局建築課

平成20年10月

目次

第1 定期報告制度の概要について	2
1 定期報告制度の趣旨と経過	
2 長崎県における定期報告の推進と本作成要領	
第2 定期調査・検査資格者と定期報告対象、報告時期	3
1 定期調査・検査資格者	
2 定期報告の対象建築物等	
3 定期報告の時期	
第3 定期調査・検査、報告のフロー	5
(フロー図)	
第4 定期調査・検査の実施と基準等について	6
1 定期調査・検査の基準	
2 定期調査・検査の実施	
3 定期調査等における注意事項	
第5 定期報告書等の作成、提出について	6
1 長崎県に提出する定期報告の様式	
2 提出先、提出部数	
第6 定期報告の審査と報告書の返却について	8
第7 「要是正」の改善対策について	8
第8 罰則の規定について	8
第9 初回の報告免除について	9
問い合わせ先及び定期調査報告書等の提出先	9
補足1 記載上の留意	10
補足2 特殊建築物の定期調査におけるタイル等の外壁調査について	11
補足3 建築設備定期検査報告書の添付図面の作成について	13
補足4 検査実施区分書の作成について	15
各様式について	
特殊建築物の定期調査(各様式)	
・定期調査報告書	
・定期調査報告概要書	
・調査結果表	
・調査結果図	
・関係写真	
建築設備の定期検査(各様式)	
・定期検査報告書	
・定期調査概要書	
・検査結果表	
・別表1～別表4	
・関係写真	
定期報告関係法令	

第1 定期報告制度の概要について

1 定期報告制度の趣旨と経過

建築物・建築設備を適法な状態で維持保全することは、所有者及び管理者の責務となっています。とりわけ、多数の方が利用する建築物等については、いったん災害が発生すると大惨事となるおそれがあるため、建築基準法第12条の規定により、一級建築士等の技術者に定期的に調査・検査をさせて、その結果を特定行政庁に報告するよう定められています。これが「定期報告制度」といわれるもので、昭和34年の建築基準法改正によってスタートしました。

昭和45年に検査資格者制度を導入するなど、定期報告制度は建築物の高度化、複雑化に対応した制度の充実が図られてきました。一方で、平成13年の新宿における雑居ビル火災、平成18年の東京都港区の共同住宅エレベーターにおける死亡事故、平成19年の大阪市の遊園地コースターにおける死亡事故等など、既存建築物の安全・安心を根底からゆるがす事故が相次ぎました。

そこで、国土交通省は、平成20年4月に建築基準法施行規則の一部を改正し、定期報告制度の運用を根本的に強化することとしました。これにより、それまで位置付けが不明確であった定期調査・検査の項目、方法、基準が告示として出され、建築基準法上の位置づけが明確にされるとともに、問題があった場合の改善対策の明記、調査・検査に携わった調査員・検査員の明記など、報告すべき内容もより詳細かつ充実したものとするなどの制度改善が図られました。

2 長崎県における定期報告の推進と本作成要領

建築物は、完成後から経年劣化により、老朽化、機能低下等が発生します。既存の建物の健康管理を行う役割を併せ持つ定期報告制度を活用することで、建築物の安全性が確保されるだけでなく、修繕等のために必要となるライフサイクルコストを縮減することができ、資産価値向上に寄与することにもなります。

国の定期報告制度では、特定行政庁が定期報告の対象とする建築物等を指定し、報告の書式を指定することができることとされています。本要領は、特定行政庁としての長崎県（従って、長崎市域と佐世保市域は対象から除かれます。）が、特殊建築物と昇降機以外の建築設備に関する定期報告について、建築物の所有者、管理者、定期調査・検査の資格者の方々に対して、定期報告のスムーズな運用ができるような情報を提供することを目的としています。

平成20年の改正によって複雑になった感のある「定期報告」が、この要領によってすこしでも分かりやすい形でみなさんに伝わり、行政とみなさんとの協力が進み、定期報告の本来の趣旨にそって良質で安全な建築物と都市環境が実現できる一助になれば幸いです。

第2 定期調査・検査資格者と定期報告対象、報告時期

1 定期調査・検査資格者

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定により、定期調査・検査を行うことができるのは次の資格を持った方に限られます。建築物の所有者・管理者の方はこれらの定期調査・検査資格者の方に調査・検査を依頼して、定期報告に必要な書類を整えてください。

なお、資格者のみなさんにとっては、建築基準法施行規則第4条の20に規定される「登録特殊建築物等調査資格者講習」及び「登録建築設備検査資格者講習」を定期的に受講し、定期報告業務等の習熟に努めるようにしてください。

一級建築士 二級建築士 建築基準適合判定資格者

国土交通大臣の登録を受けた特殊建築物等調査資格者講習会を終了した者（建築物）

国土交通大臣の登録を受けた建築設備検査資格者講習会を終了した者（建築設備）

建築士が報酬を得て、定期調査等を実施する場合は、建築士法第23条により建築士事務所の登録を受けている必要があります。

2 定期報告の対象建築物等

長崎県内（長崎市域、佐世保市域を除く）では、長崎県建築基準法施行細則（以下、「細則」という。）によって、定期報告の対象が定められています。

(1) 定期報告の対象となる特殊建築物（細則第18条）

定期報告の対象として下表の特殊建築物が指定されています。

建築物の用途	規模
ホテル又は旅館	A > 300 m ² かつ階数3以上
劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場（地区公民館を除く。）又は観覧場	A > 300 m ²
百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗	A > 1,000 m ² かつ階数3以上
病院又は診療所	A > 300 m ² かつ階数3以上
老人福祉施設（入所施設があるものに限る。）	A > 1,000 m ²
キャバレー、ナイトクラブ、バー、カフェ、料理店、遊技場、ダンスホール、待合又は飲食店	A > 300 m ² かつ地階を除く階数が3以上 ただし、当該用途に供する地階の床面積の合計又は3階以上の階の床面積の合計が100m ² を超えるものに限る。
A：その用途に供する部分の床面積の合計	

(2) 定期報告の対象となる建築設備（細則第19条）

定期報告の対象となる昇降機以外の建築設備として、(1)の特殊建築物に付随する、以下の設備が指定されています。

換気設備

法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた換気設備。自然換気設備を除く。

排煙設備

法第35条の規定により設けられた排煙設備。排煙機を有するものに限る。

非常用の照明装置

給水設備、排水設備は報告対象外です。

建築設備の定期報告が求められる建築物	先の建築物に付随する下記の建築設備
(1)の特殊建築物	換気設備、排煙設備並びに非常用の照明装置

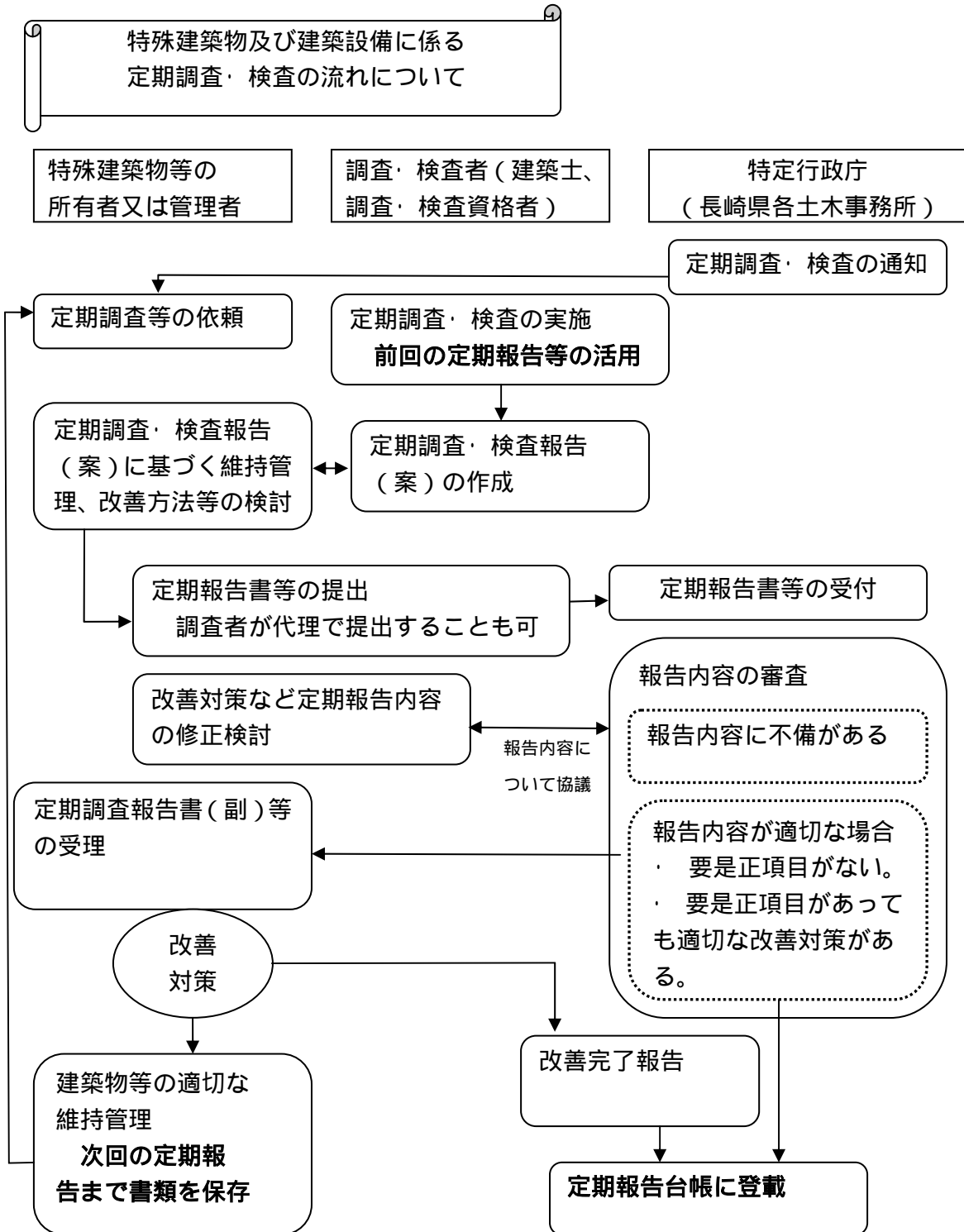
3 定期報告の時期（細則第18・19条）

定期報告の対象毎に、次のように報告時期が定められています。

	区分	報告年度	報告時期
特殊建築物	ホテル又は旅館	H22,H25 (以降3年毎)	7月～12月
	劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場(地区公民館を除く。)又は観覧場	H20,H23 (以降3年毎)	
	百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗	H20,H23 (以降3年毎)	
	病院又は診療所	H21,H24 (以降3年毎)	
	老人福祉施設(入所施設があるものに限る。)	H21,H24 (以降3年毎)	
	キャバレー、ナイトクラブ、バー、カフェ、料理店、遊技場、ダンスホール、待合又は飲食店	H21,H24 (以降3年毎)	
建築設備以外の昇降機	上記の特殊建築物に付随する換気設備、排煙設備、非常用の照明設備	毎年度	通年 かつ前回報告した日から1年を超えない日まで

第3 定期調査・検査、報告のフロー

長崎県では、特殊建築物及び昇降機以外の建築設備に係る定期の調査・検査及び報告の標準フローとして下図の流れを想定しています。これを元に、必要な調査や事務の計画をご準備下さい。



第4 定期調査・検査の実施と基準等について

(1) 定期調査・検査の基準

平成20年4月の建築基準法施行規則の一部改正により、定期調査・検査の項目、方法、基準が下記のとおり告示として出されて、建築基準法上の位置づけが明確にされました。

ア 特殊建築物関係の調査及び検査の基準

平成20国交省告示第282号別表の(い)欄の調査項目を(ろ)欄の調査方法により実施し、(は)欄の判定基準により判定してください。

イ 建築設備(換気設備、排煙設備並びに非常用の照明装置)

平成20国交省告示第285号別表の(い)欄の検査項目を(ろ)欄の検査事項ごとに(は)欄の検査方法により実施し、(に)欄の検査基準により判定する。

(2) 定期調査・検査の実施

調査、検査に当たる資格者のみなさんは、調査・検査が、既存の建築物の安全と安心を守るだけでなく、資産としての質と価値を維持することも重要であることを念頭に、所有者、管理者の方が納得のできる調査・検査業務を心がけてください。

その際、建築基準法の上記告示のみでなく、関連の講習内容及び、関係の機関が作成した下記の業務基準書ならびに基準書の質疑回答を参考にしてください。

<特殊建築物の調査に関して>

「特殊建築物等定期調査業務基準」 および「質疑回答」

監修:国土交通省住宅局建築指導課 発行:財団法人 日本建築防災協会

質疑回答 <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/reports/teikichousa.html>

<昇降機以外の建築設備の検査に関して>

「建築設備定期検査業務基準書」 および「質疑回答」

監修:国土交通省住宅局建築指導課 発行:財団法人日本建築設備・昇降機センター

質疑回答 <http://www.beec.or.jp/topics/setubi.qa.pdf>

(3) 定期調査等に関する注意事項

調査、検査に当たった資格者が、当該建築物、建築設備に要是正の箇所を発見した場合、所有者・管理者に要是正の内容を的確に伝え、専門的なアドバイスをした上、改善の対策についてご検討ください。その検討の結果を、定期報告書等に記載してください。

第5 定期報告書等の作成、提出について

1 長崎県に提出する定期報告の様式

長崎県に提出する定期報告の書類は下記のとおりとなっています。

(1) 特殊建築物の定期報告に必要な書類の様式

定期調査報告書

定期調査概要書

調査結果表

調査結果図

関係写真

添付図書

下記の図書を添付して提出してください。

図書の種類	明示する事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに敷地に接する道路の位置及び幅員（敷地内における報告対象建築物の位置、敷地内付属建築物、敷地内通路、空地、土地の利用状況、植栽その他屋外施設を記入する。）
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、壁の位置、開口部及び防火戸の位置、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造、防火区画及び隔壁の位置並びに非常口、非常用進入口及び避難施設の位置（延焼ライン、防火戸、室名、避難階段、特別避難階段、非常用エレベーターを明示、廊下等の有効幅員記入、防火等区画線は着色により記入する。）

(2) 昇降機以外の建築設備の定期報告に必要な書類の様式

定期検査報告書

定期検査概要書

検査結果表

換気状況評価表・換気風量測定表・排煙風量測定記録表・照度測定表

関係写真

添付図書

下記の図書を添付して提出してください。

図書の種類	明示する事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
建築物等の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
排煙設備等の機械器具の位置図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、壁の位置、機械器具の種別及び位置並びに配電盤、配線図及び系統図等

2 提出先、提出部数

(1) 提出先

所轄の県地方機関に提出してください。（別添の定期報告の提出先を参照ください。）

(2) 提出部数

正副2部を提出してください。（定期検査概要書のみ1部）

(3) 提出者

報告書の提出は、調査・検査を依頼した調査・検査資格者が代理して行うことも可能です。

第6 定期報告の審査と報告書等の返却について

長崎県は、提出された報告書の内容を審査し、副本を返却します。

第7 「要是正」の改善対策について

提出受理された定期報告書において、要是正項目について改善対策を記述してある場合、所有者・管理者の方は、これにそって改善対策を講じてください。対策が終了後、下記書類によりその結果を所轄の県地方機関に報告してください。

施行状況報告書等（様式は県地方機関より指定します。）

添付図書

要是正の指摘を改善した内容がわかる図書及び写真

第8 罰則の規定について

定期報告は建築基準法第12条に基づいて実施されますので、報告がされない時などの場合など罰則規定があります。

報告がない場合、虚偽の報告がされた場合

定期報告をしない又は虚偽の報告をした場合は、法第101条第2号の規定により処罰の対象となります。（100万円以下の罰金）

基準にそぐわない調査、検査等を行った場合

故意又は過失により調査・検査を粗雑にしたことが明らかになった場合は、第21の～の資格者は、省令第4条の20（平13国交省告示356号）の規定により、その資格を失うものとなります。

また、1級又は2級建築士が同様の行為を行った場合についても、建築士法第10条の規定による懲戒処分を受ける場合があります。

第9 初回の報告免除について

建築基準法上の検査済証の交付を受けた場合は、次回1回目の報告が免除となります。

(例) 下記の報告サイクルとなっている建築物の調査報告を行なう場合

平成 17 年 (報告年)	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年 (報告年)	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年 (報告年)
------------------	---------	---------	------------------	---------	---------	------------------

平成 17 年の報告以降この期間に建築行為

この例では平成 17 年の報告以降に建築行為（改築・増築等）を行い検査済証の交付を受けた建築物は、平成 20 年度の報告は免除となり、平成 23 年度からの報告になります。以後 3 年ごとに報告が必要となります。

建築設備については毎年の報告ですが、同様に検査済証の交付を受けた直後の1回のみ報告が免除となります。翌年からは毎年報告が必要です。

問い合わせ先及び定期報告書等の提出先

建築物の所在地	提出先及び問い合わせ先
西海市、西彼杵郡	長崎土木事務所建築課（長崎市大橋町 11-1 / 095-844-2181）
諫早市、大村市	諫早土木事務所建築課（諫早市永昌東町 25-8 / 0957-22-0010）
平戸市、松浦市、東彼杵郡、北松浦郡	県北振興局建築課（佐世保市木場田町 3-25 / 0956-23-1816）
島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局建築課（島原市城内 1-1205 / 0957-63-0111）
五島市	五島地方局建築班（五島市福江町 7-1 / 0959-72-2121）
新上五島町	五島地方局上五島土木事務所建築班（新上五島町有川郷 578-2 / 0959-42-1141）
壱岐市	壱岐地方局建築班（壱岐市郷ノ浦町本村触 570 / 0920-47-1111）
対馬市	対馬地方局建築班（対馬市厳原町大字宮谷 224 / 0920-52-1311）

補足 1

記載上の留意

共通事項

- (1) 要是正項目については朱書きで図面等に表現ください。
- (2) 報告書、概要書、調査結果表等間での不整合がないよう留意してください。
- (3) チェックボックスは「レ」マークの他、等を用いても結構です。
- (4) 報告書等の記入方法が複雑ですので特に留意してください。

指摘の内容	チェックボックス記入方法
要是正	要是正の指摘あり(既存不適格)
既存不適格	要是正の指摘あり(既存不適格)
指摘なし	指摘なし

- (5) 関係写真はデジカメデータを貼り付け、カラー印刷しても結構です。
- (6) 各様式に検査者全員の氏名を記入することとなりましたが、これは有資格者のみが記載の対象となります。
- (7) 調査結果表に担当調査者番号の項目がありますが、調査者が1名の場合は記入不要です。

特殊建築物

- (1) 各票の注意書きに留意のうえご記入下さい。
- (2) その他については『特殊建築物等定期調査業務基準』 および「質疑回答」
監修：国土交通省住宅局建築指導課 発行：財団法人 日本建築防災協会
質疑回答 <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/reports/teikichousa.html>
を参考にご記入下さい。

建築設備

- (1) 各票の注意書きに留意のうえご記入下さい。
- (2) 『建築設備定期検査業務基準書』 および「質疑回答」
監修：国土交通省住宅局建築指導課 発行：財団法人日本建築設備・昇降機センタ
ー
質疑回答 <http://www.beec.or.jp/topics/setubi.qa.pdf>
を参考にご記入下さい。

補足 2

特殊建築物の定期調査におけるタイル等の外壁調査について

平成 11 年の北九州での死亡事故をはじめ、外壁タイル等の落下事故が近年相次いで発生しています。今回の改正により外壁タイル等の落下防止を目的として調査方法の強化が行われました。今後は足場を設置して打診調査を一定期間ごとに行うなどの必要があります。

本県における定期報告での外壁調査の取扱いは以下のとおりとします。改正の主旨をご理解のうえ、外壁の適切な維持管理をお願いします。

国土交通省告示第282号（平成20年4月1日施行）別表2 建築物の外部（11）「外装仕上げ材等のうちタイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く）、モルタル等の劣化及び損傷の状況」については、本県においては下記のとおり取扱います。

1 調査基準（告示282号別表2（11）（ろ）調査方法より）

開口隅部，水平打継部，斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し，その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し，異常が認められた場合にあっては，落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。ただし，竣工後，外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え，かつ3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては，落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する（3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。

2 語句解説

1）「歩行者等に危害を加えるおそれのある部分」とは

当該壁面の前面かつ当該壁の高さの概ね2分の1の水平面内に，公道，不特定又は多数の人が通行する私道，構内通路，広場を有する壁面（ただし，壁面直下に鉄筋コンクリート造，鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根，ひさし等）が設置され，又は植込み等により影響角（タイル等のはく落の危険のある外壁の各部分について，縦2，横1の割合のこう配で引き下した斜線と外壁面とのなす角）が完全に遮され，被災の危険がないと判断される部分を除く。）

2）「別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合」とは

壁面直下に鉄筋コンクリート造，鉄骨造等の強固な落下物防御施設（屋根，ひさし等）が設置され，又は植込み等により影響角（タイル等のはく落の危険のある外壁の各部分について，縦2，横1の割合のこう配で引き下した斜線と害壁面とのなす

角) が完全に遮られ、被災の危険がないと判断される部分

3 調査方法

調査者の手の届く範囲のテストハンマーによる打診等により異常が認められた場合及び施工、竣工、外壁改修等の後10年を超えてから最初の調査である場合は、歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等(以下「全面打診等」という。)により確認すること。

4 調査が対象外となる場合

1) 外壁に劣化、損傷のおそれのある材料が使用されていない場合

2) 当該調査の実施後3年以内に外壁改修若しくは全面打診等が行われることが確実にある場合

法第8条第2項の規定による維持保全計画書等において外壁改修又は全面打診等の時期が明確にされており、かつ、これまででも当該維持保全計画書等に従って外壁改修又は全面打診等が行われている場合。ただし、調査者の手の届く範囲の打診等は行うこと。

3) 別途歩行者等の安全を確保するための対策が講じられている場合

4) 次回調査までに全面打診等を実施する意思がある場合

次回調査までに全面打診等を実施する意思があることが確認できた場合は、今回(改正省令等の施行後初回)の調査に限り3年以内に外壁改修又は全面打診等が行われることが確実であると見なす。ただし、調査者の手の届く範囲の打診等は行うこと。

上記2)及び4)「調査者の手の届く範囲の打診等」における調査結果報告について

ア 異常が認められた場合

「要是正」とし、速やかに全面打診等を実施して必要な是正を行うこと。

イ 「指摘なし」の場合

調査結果表の特記事項欄に全面打診等が行われる予定時期を記載し、当該予定期間を経過した後に法第12条第5項の規定による報告を行うこと。

補足3

建築設備定期検査報告書の添付図面の作成について

1 添付図面作成上の注意

- ・ 竣工図、防災計画書など既存の図書を利用することもできます。
- ・ 換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置以外の設備については図面の添付は不要です。
- ・ 検査結果に「要是正」の指摘がある場合は、指摘の場所を朱書き記載してください。

2 記入上の注意

必要に応じて下記の図面を添付・記載してください。

<換気設備図>

- ・ 換気用、空調用ダクトは、ダクト図に経路がわかるように記入してください。ダクトが複雑に交差する場合は、色分けをするなど分かりやすくしてください。
- ・ 防火区画（赤）・主要間仕切り（オレンジ）・延焼のおそれのある部分を示すライン（青）を着色線引きしてください。
- ・ 防火ダンパー（FD・SD・SFD）の位置を記入してください。位置の判読がしにくい場合は、色表示をするなど分かりやすくしてください。凡例も記入してください。
- ・ 中央管理方式の空調設備がある場合はその系統図を添付してください。
- ・ 火気使用室のダクト詳細図を添付してください。

<排煙設備図>

- ・ 排煙ダクト、排煙口及び防火ダンパー（HFD）の位置を記入して下さい。判読がしにくい場合は、色表示をするなど分かりやすくしてください。
- ・ 排煙ファン、非常用発電機及び直結エンジンは、位置を表示してください。
- ・ 防煙区画を着色線引き（緑）してください。
- ・ 防火区画（赤）・主要間仕切り（オレンジ）・延焼のおそれのある部分を示すライン（青）を着色線引きしてください。
- ・ 非常用発電機がある場合、切替回路を含めた単線結線図を添付してください。

<非常用の照明装置の位置図>

- ・ 照明器具の凡例（白熱灯・蛍光灯、ワット数、内蔵型・別置型）を記入してください。
- ・ 非常用の照明装置の電源が別置型の場合、蓄電池や非常用発電機の位置について色表示をするなど分かりやすくしてください。
- ・ 誘導灯及び誘導標識は、消防法に基づく設備ですので、記入する必要はありません。ただし、誘導灯と非常用の照明装置の兼用型は、非常用の照明装置として明示してください。
- ・ 非常用発電機がある場合、切替回路を含めた単線結線図を添付してください。

3 建築設備の添付図書の有効期間について

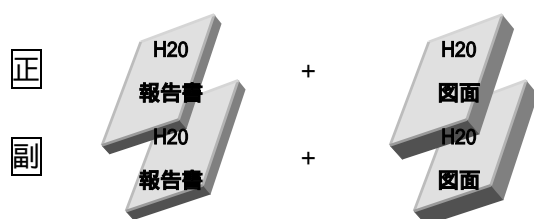
建築設備の定期報告に係る添付図書（付近見取図，配置図，建築設備の位置図等の図面）は3年間有効とします。前年度の添付図書を使用される場合は，前年度の定期報告書と併せて提出してください。（前々年度の添付図書を使用される場合は，前年度及び前々年度の定期報告書が必要です。）

ただし，過去1年間に間仕切りや設備の変更等があった場合は，新たな図面を添付してください。

< 提出書類の作成例（平成20年度に図面提出の場合） >

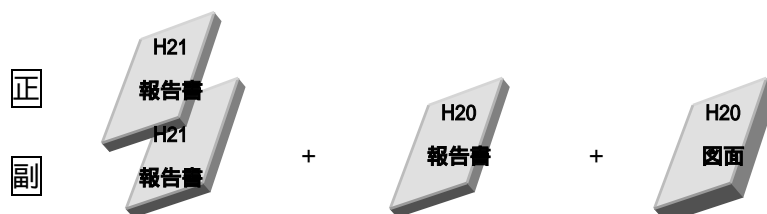
1 今年度の報告

- ・ 建築設備定期検査報告書（正副各1部）
- ・ 添付図面（正副各1部）



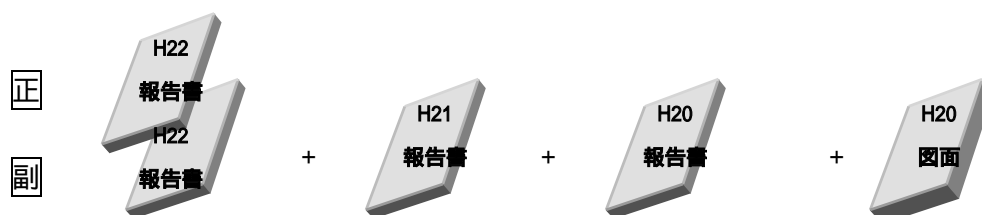
2 来年度の報告

- ・ 建築設備定期検査報告書（正副各1部）
- ・ 前年度の定期報告書及び前年度の添付図面



3 再来年度の報告

- ・ 建築設備定期検査報告書（正副各1部）
- ・ 前年度の定期報告書
- ・ 前々年度の定期報告書及び前々年度の添付図面



補足4

検査実施区分書の作成について

1 概要

定期報告制度の見直しにより、建築基準法施行規則の一部が改正されました。

建築設備等の定期報告については、同法施行規則第6条に規定されていますが、その中で検査項目について次の内容が記載されております。

第6条第1項抜粋

報告の時期は、（中略）おおむね6月から1年まで（ ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については1年から3年まで ）の間隔において特定行政庁が定める時期とする

本県では、この「1年から3年まで」の間隔については「3年」として運用します。

2 国土交通大臣が定める項目とは

国土交通大臣が定める検査項目は、法28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（中央管理方式の空気調和設備を含み、火気使用を除く）に掲げる換気量（別表1）、排煙設備に掲げる排煙口の排煙風量（別表3）です。詳しくは、国土交通省告示第285号の別表第一（い）欄に掲げる項目のうち一項（九）から（十一）まで及び（十七）から（二十三）まで、別表第二（い）欄に掲げる項目のうち一項（十八）、（十九）、（三十九）及び（四十）並びに別表第四（い）欄に掲げる項目のうち三項（五）となります。

注意 その他の検査項目については、**毎年全数の検査が必要**です。

3 1年から3年の間隔で行う検査とは

1年から3年以内に1回全数の検査を実施することをいいます。本県においては、前述のとおり3年の間隔としています。上記の検査項目については、対象となる建築設備を3分の1ずつ抽出し検査し報告することが望ましいと思われませんが、調査者と相談のうえ、調査方法をご検討ください。

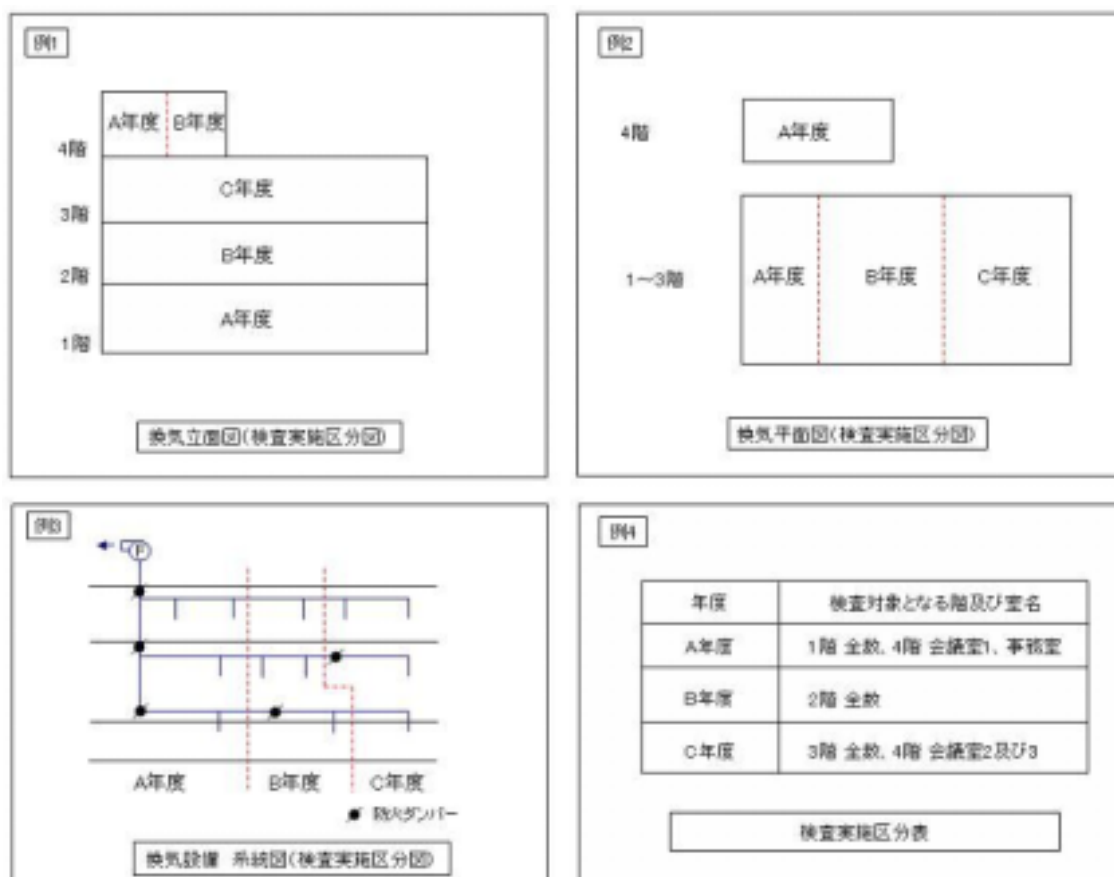
4 検査実施区分書とは

検査実施区分書とは、「1年から3年までの間隔の適用を受ける検査項目」について、上記3の例のように3分の1ずつ検査を実施し、3年間で全数検査を行う場合において、検査報告対象となる場所がどこであるのかを明確にするための図書となります。

5 検査実施区分書の作成について

検査実施区分書の作成については、表又は図面にしてください。ただし、1年目から3年目までの対象となる建築設備が分かるようなものであれば、様式は問いません。維持保全計画書等の代用できる図書がある場合は、その図書を添付してください。

なお、本図書は3年間添付が必要となります。大切に保管し、2年目以降に定期検査報告をされる際も添付してください。



6 留意事項

検査基準等については詳しくは、建築基準法告示及び建築設備定期検査業務基準書2008年度版（財団法人日本建築設備・昇降機センター発行）を参考のうえ、作成ください。

特殊建築物 各様式

- ・定期調査報告書
- ・定期調査概要書
- ・調査結果表
- ・調査結果図
- ・関係写真

第三十六号の二の四様式（第五条関係）（A4）
 定期調査報告書
 （第一面）

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、
 事実と相違ありません。

特定行政庁 様
 平成 年 月 日
 報告者氏名 印
 調査者氏名 印

【1.所有者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.住所】
- 【ホ.電話番号】

【2.管理者】

- 【イ.氏名のフリガナ】
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.住所】
- 【ホ.電話番号】

【3.調査者】

（代表となる調査者）

- 【イ.資格等】
 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者
 登録調査資格者講習を修了した者

- 【ロ.氏名のフリガナ】
- 【ハ.氏名】
- 【ニ.勤務先】
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ホ.郵便番号】
- 【ヘ.所在地】
- 【ト.電話番号】

（その他の調査者）

- 【イ.資格等】
 () 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者
 登録調査資格者講習を修了した者

- 【ロ.氏名のフリガナ】
- 【ハ.氏名】
- 【ニ.勤務先】
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ホ.郵便番号】
- 【ヘ.所在地】
- 【ト.電話番号】

【4.報告対象建築物】

- 【イ.所在地】
- 【ロ.名称のフリガナ】
- 【ハ.名称】
- 【ニ.用途】

【5.調査による指摘の概要】

- 【イ.指摘の内容】 要是正の指摘あり（既存不適格） 指摘なし
- 【ロ.指摘の概要】
- 【ハ.改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無
- 【ニ.その他特記事項】

受付欄	特記欄	整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】

【イ．今回の調査】	平成	年	月	日	実施		
【ロ．前回の調査】	実施	(平成	年	月	日	報告)	未実施
【ハ．建築設備の検査】	実施	(平成	年	月	日	報告)	未実施
【ニ．昇降機等の検査】	実施	(平成	年	月	日	報告)	未実施

【2. 調査の状況】

(敷地及び地盤)

【イ．指摘の内容】	要是正の指摘あり(既存不適格)	指摘なし
【ロ．指摘の概要】		
【ハ．改善予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

(建築物の外部)

【イ．指摘の内容】	要是正の指摘あり(既存不適格)	指摘なし
【ロ．指摘の概要】		
【ハ．改善予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

(屋上及び屋根)

【イ．指摘の内容】	要是正の指摘あり(既存不適格)	指摘なし
【ロ．指摘の概要】		
【ハ．改善予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

(建築物の内部)

【イ．指摘の内容】	要是正の指摘あり(既存不適格)	指摘なし
【ロ．指摘の概要】		
【ハ．改善予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

(避難施設等)

【イ．指摘の内容】	要是正の指摘あり(既存不適格)	指摘なし
【ロ．指摘の概要】		
【ハ．改善予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

(その他)

【イ．指摘の内容】	要是正の指摘あり(既存不適格)	指摘なし
【ロ．指摘の概要】		
【ハ．改善予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

【イ．該当建築材料の有無】	有(飛散防止措置無)()	
	有(飛散防止措置有)()	
	無	
【ロ．措置予定の有無】	有(平成 年 月に改善予定)	無

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

【イ．耐震診断の実施の有無】	有	無(平成 年 月に実施予定)	対象外
【ロ．耐震改修の実施の有無】	有	無(平成 年 月に実施予定)	対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ．不具合等】	有	無	
【ロ．不具合等の記録】	有	無	
【ハ．改善の状況】	実施済	改善予定(平成 年 月に改善予定)	予定なし

【6. 備考】

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

印のある欄は記入しないでください。

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

報告者又は調査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。

1 欄及び2 欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。

3 欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

3 欄の「イ」は、調査者の有する資格等について記入してください。調査者が第4条の20第1項第二号に規定する登録調査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年国土交通省令第67号)による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録調査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

3 欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。

3 欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。

第三面の2 欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5 欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

5 欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。

5 欄の「ハ」は、第三面の2 欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2 欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

5 欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

この書類は、建築物ごとに作成してください。

敷地が複数の地域にまたがる場合は、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。

1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。

2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。

3欄の「イ」は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。

3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。

4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第68条の26第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

5欄は、前回調査時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。

6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。

6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

6欄の「ニ」は、（注意）に準じて記入してください。

6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。

6欄の「ヘ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。

建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。

ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する調査の結果について作成してください。

1欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。

1欄の「ロ」から「ニ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

1欄の「ハ」及び「ニ」は、直前の報告について、それぞれ記入してください。

2 欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。

2 欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入して下さい。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3 欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入して下さい。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入して下さい。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入して下さい。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

4 欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入して下さい。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。

前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5 欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6 欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入して下さい。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。

「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入して下さい。

「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入して下さい。

「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入して下さい。

「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」マークを記入して下さい。

「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入して下さい。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入して下さい。

第三十六号の二の五様式（第五条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）
 定期調査報告概要書
 （第一面）

調査等の概要

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】

【3. 調査者】

（代表となる調査者）

【イ. 資格等】

（ ）建築士
 建築基準適合判定資格者
 登録調査資格者講習を修了した者

（ ）登録第
 第
 第

号
 号
 号

- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 勤務先】

（ ）建築士事務所

（ ）知事登録第

号

- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】

（その他の調査者）

【イ. 資格等】

（ ）建築士
 建築基準適合判定資格者
 登録調査資格者講習を修了した者

（ ）登録第
 第
 第

号
 号
 号

- 【ロ. 氏名のフリガナ】
- 【ハ. 氏名】
- 【ニ. 勤務先】

（ ）建築士事務所

（ ）知事登録第

号

- 【ホ. 郵便番号】
- 【ヘ. 所在地】
- 【ト. 電話番号】

【4. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
- 【ロ. 名称のフリガナ】
- 【ハ. 名称】
- 【ニ. 用途】

【5. 調査による指摘の概要】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（既存不適格） 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無
- 【ニ. その他特記事項】

【6. 調査及び検査の状況】

- 【イ. 今回の調査】 平成 年 月 日実施
- 【ロ. 前回の調査】 実施（平成 年 月 日報告） 未実施
- 【ハ. 建築設備の検査】 実施（平成 年 月 日報告） 未実施
- 【ニ. 昇降機等の検査】 実施（平成 年 月 日報告） 未実施

【7. 建築物等に係る不具合等の状況】

- 【イ. 不具合等】 有 無
- 【ロ. 不具合等の記録】 有 無
- 【ハ. 不具合等の概要】
- 【ニ. 改善の状況】 実施済 改善予定（平成 年 月に改善予定）
 予定なし（理由： ）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

【イ. 防火地域】 防火地域 準防火地域
その他() 指定なし
【ロ. 用途地域】

【2. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄骨造 その他()
【ロ. 階数】 地上 階 地下 階
【ハ. 敷地面積】 m²
【ニ. 建築面積】 m²
【ホ. 延べ面積】 m²

【3. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】 (階) (用途) (床面積)
() () (m²)
() () (m²)
() () (m²)
() () (m²)
() () (m²)
() () (m²)
() () (m²)
() () (m²)
【ロ. 用途別】 () () (m²)
() () (m²)

【4. 性能検証法等の適用】

耐火性能検証法
階避難安全検証法 (階)
その他 ()
防火区画検証法
全館避難安全検証法 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

昭和・平成 年 月 日 概要 ()
昭和・平成 年 月 日 概要 ()
昭和・平成 年 月 日 概要 ()
昭和・平成 年 月 日 概要 ()

【6. 関連図書の整備状況】

【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無
【ロ. 確認済証】 有 無
交付番号 昭和・平成 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無
【ニ. 検査済証】 有 無
交付番号 昭和・平成 年 月 日 第 号
交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無
【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 有 無 対象外

【7. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の二の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の5欄の「ロ」及び「ニ」は第三十六号の二の四様式第三面の2欄から4欄において指摘があつた項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

調査結果表

当該調査に 関与した調 査者	代表となる調査者	氏 名	調査者番号
	その他の調査者		

番号	調査項目	調査結果			担当 調査者 番号
		指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
1	敷地及び地盤				
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況			
(2)	敷地	敷地内の排水の状況			
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況			
(4)		有効幅員の確保の状況			
(5)		敷地内の通路の支障物の状況			
(6)	塀	組構造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況			
(7)		組構造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況			
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況			
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況			
2	建築物の外部				
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況			
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況			
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況			
(4)		土台の劣化及び損傷の状況			
(5)	外 壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況			
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)		組構造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況			
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況			
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況			
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況			
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況			
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況			
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況			
3	屋上及び屋根				
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況			
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況			
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況			
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況			
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況			
(6)	屋根（屋上面を除く。）	屋根の防火対策の状況			
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況			
(8)	機器及び工作物（冷却等設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況			
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況			
4	建築物の内部				
(1)	防 火 区 画	令第112条第9項に規定する区画の状況			
(2)		令第112条第1項から第3項まで又は同条第5項から第8項までの各項に規定する区画の状況			
(3)		令第112条第12項又は第13項に規定する区画の状況			
(4)	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の処置の状況			
(5)		令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況			
(6)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)		組構造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(11)	令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁、耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁等に限る。）	準耐火性能等の確保の状況			
(12)		部材の劣化及び損傷の状況			
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況			
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況			

(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況					
(16)		令第129条各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(20)			令第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床、耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(21)			部材の劣化及び損傷の状況					
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況					
(23)			天井	令第129条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況			
(24)	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況							
(25)	概ね500平方メートル以上の空間を有する建築物	概ね500平方メートル以上の空間の天井における耐震対策の状況						
(26)	防火設備（防火戸、シャッターその他これらに類するものに限る。）		区画に対応した防火設備の設置の状況					
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくくり戸の設置の状況					
(28)			昭和48年建設省告示第2563号第1第1号口に規定する基準への適合の状況					
(29)			常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外の防火設備における煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況					
(30)			防火戸の開放方向					
(31)			本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(32)			防火設備の閉鎖又は作動の状況					
(33)			閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況					
(34)			常時閉鎖の防火戸の固定の状況					
(35)			照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況			
(36)	防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況							
(37)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況					
(38)			採光の妨げとなる物品の放置の状況					
(39)			換気のための開口部の面積の確保の状況					
(40)			換気設備の設置の状況					
(41)			換気設備の作動の状況					
(42)			換気妨げとなる物品の放置の状況					
(43)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況					
(44)			吹付け石綿等の劣化の状況					
(45)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況					
(46)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損					
5 避難施設等								
(1)		令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況					
(2)	廊下		幅員の確保の状況					
(3)			物品の放置の状況					
(4)			出入口	出入口の確保の状況				
(5)	屋上広場		物品の放置の状況					
(6)			屋上広場の確保の状況					
(7)			避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況					
(9)			物品の放置の状況					
(10)			避難器具の操作性の確保の状況					
(11)			階段	階段	直通階段の設置の状況			
(12)	幅員の確保の状況							
(13)	手すりの設置の状況							
(14)	物品の放置の状況							
(15)	階段各部の劣化及び損傷の状況							
(16)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況						
(17)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況						
(18)	開放性の確保の状況							
(19)	特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況						
(20)	付室の排煙設備の設置の状況							
(21)	付室の排煙設備の作動の状況							
(22)	付室の外気に向かって開くことができる窓の状況							
(23)	物品の放置の状況							
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況					
(25)			防煙垂れ壁の劣化及び損傷の状況					
(26)			可動式防煙垂れ壁の作動の状況					
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況					
(28)			排煙設備の作動の状況					
(29)			自然排煙口の維持保全の状況					
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況					
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況					
(32)			非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				
(33)				乗降ロビーの排煙設備の設置の状況				
(34)				乗降ロビーの排煙設備の作動の状況				
(35)	乗降ロビーの付室の外気に向かって開くことができる窓の状況							

(36)		物品の放置の状況			
(37)		非常用エレベーターの作動の状況			
(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況			
(39)		非常用の照明装置の作動の状況			
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況			
6	その他				
(1)	等特	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況		
(2)	殊		膜張力及びケーブル張力の状況		
(3)	な	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）		
(4)	構		上部構造の可動の状況		
(5)	造				
(5)	避雷設備		避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況		
(6)	煙	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況		
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況		
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況		
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況		
7	上記以外の調査項目				
特記事項					
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月	

（注意）

この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2の4様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

「調査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。

「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に「印」を記入してください。

「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、に該当しない場合に「印」を記入してください。

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に「印」を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、「印」を記入してください。

「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、から「準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。

「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。

要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

調 査 結 果 図

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る。)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況(屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根(屋上面を除く。)
(8)から(9)	機器及び工作物(冷却等設備、等)
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(34)	防火設備
(35)から(36)	照明器具、懸垂物等
(37)から(42)	居室の採光及び換気
(43)から(46)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

部位	番号	調査項目	調査結果	
			要是正	その他
写真貼付			特記事項	

部位	番号	調査項目	調査結果	
			要是正	その他
写真貼付			特記事項	

(注意)

この書類は、調査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。

「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

建築設備 各様式

- ・定期検査報告書
- ・定期調査概要書
- ・検査結果表
- ・別表 1 ~ 別表 4
- ・関係写真

定期検査報告書
（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。））

（第一面）

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

特定行政庁

様

平成 年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（既存不適格） 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無

【ニ. その他特記事項】

受付欄	特記欄	整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】	地上	階	地下	階	
【ロ. 建築面積】			m ²		
【ハ. 延べ面積】			m ²		
【ニ. 検査対象建築設備】	換気設備	排煙設備	非常用の照明装置		
	給水設備及び排水設備				

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】	昭和・平成	年	月	日	第	号
【ロ. 確認済証交付者】	建築主事	指定確認検査機関	()	
【ハ. 検査済証交付年月日】	昭和・平成	年	月	日	第	号
【ニ. 検査済証交付者】	建築主事	指定確認検査機関	()	

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】	平成	年	月	日	実施		
【ロ. 前回の検査】	実施	(平成	年	月	日	報告)	未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】	有				無		

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】	() 建築士	() 登録第	号
	建築基準適合判定資格者	第	号
	登録建築設備検査資格者講習を修了した者	第	号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所	() 知事登録第	号
------------	-----------	---

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】	() 建築士	() 登録第	号
	建築基準適合判定資格者	第	号
	登録建築設備検査資格者講習を修了した者	第	号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所	() 知事登録第	号
------------	-----------	---

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】	自然換気設備 (系統 室)	機械換気設備 (系統 室)
	中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)	無 (系統 室)
	その他 (系統 室)	無
【ロ. 火気使用室】	自然換気設備 (系統 室)	機械換気設備 (系統 室)
	その他 (系統 室)	無
【ハ. 居室等】	自然換気設備 (系統 室)	機械換気設備 (系統 室)
	中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)	無
	その他 (系統 室)	無
【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】	個別パッケージ	全空気
	ファンコイルユニット併用	ヒートポンプ
		その他 ()

【6. 換気設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】	要是正の指摘あり (既存不適格)	指摘なし
【ロ. 指摘の概要】		
【ハ. 改善予定の有無】	有 (平成 年 月に改善予定)	無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】	有	無	
【ロ. 不具合記録】	有	無	
【ハ. 改善の状況】	実施済	改善予定 (平成 年 月に改善予定)	予定なし

【8. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】() 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】() 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法】	階避難安全検証法 (階)	全館避難安全検証法	適用なし
【ロ. 特別避難階段の付室】	吸引式 (区画)	給気式 (区画)	無
【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】	吸引式 (区画)	給気式 (区画)	無
【ニ. 居室等】	吸引式 (区画)	給気式 (区画)	無
【ホ. 予備電源】	蓄電池 家用発電装置	直結エンジン	無

【10. 排煙設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

【12. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】() 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】() 建築士 () 登録第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【13. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】 白熱灯 (灯) 蛍光灯 (灯) 高輝度放電灯 (灯) 無
【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池 (別置形)・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
無

【14. 非常用の照明装置の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

【16. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク (基 m²) 貯水タンク (基 m²)
その他 ()
【ロ. 排水設備】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
排水再利用配管設備 その他 ()
【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無
【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
その他 ()

【18. 給水設備及び排水設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 有 (平成 年 月に改善予定) 無

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

【20. 備考】

建築設備に係る不具合の状況

【1.換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2.排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【3.非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4.給水設備及び排水設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

(注意)

1. 各面共通関係

印のある欄は記入しないでください。

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。

1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。

第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。

4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ロ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ロ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。

1欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。

3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。

3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。

4欄から19欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。

4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格等について記入してください。検査者が第4条の20第3項第二号に規定する登録建築設備検査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を修了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録建築設備検査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。

4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。

5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室について、「ロ」は、建築基準法第28条第3項に規定する居室（特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マー

クを入れ、「ハ」は、「イ」及び「ロ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

5 欄の「ニ」並びに17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

6 欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

6 欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。

6 欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

9 欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令29条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。

9 欄の「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。

21 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。

「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的な内容を記入してください。

「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。

「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。

「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第三十六号の四の様式（第六条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）
定期検査報告概要書
（建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。））

（第一面）

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
-

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 郵便番号】
 - 【ニ. 住所】
-

【3. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
 - 【ロ. 名称のフリガナ】
 - 【ハ. 名称】
 - 【ニ. 用途】
-

【4. 検査による指摘の概要】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（既存不適格） 指摘なし
 - 【ロ. 指摘の概要】
 - 【ハ. 改善予定の有無】 有（平成 年 月に改善予定） 無
 - 【ニ. その他特記事項】
-

【5. 不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
 - 【ロ. 不具合記録】 有 無
 - 【ハ. 不具合の概要】
 - 【ニ. 改善の状況】 実施済 改善予定（平成 年 月に改善予定）
予定なし（理由：)
-

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 階 地下 階
【ロ. 建築面積】 m²
【ハ. 延べ面積】 m²
【ニ. 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告) 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
【ハ. 居室等】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 個別パッケージ 全空気 ヒートポンプ
ファンコイルユニット併用 その他 ()

【6. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【7. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法】 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法 適用なし
【ロ. 特別避難階段の付室】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無
【ハ. 非常用エレベーターの乗降ロビー】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無
【ニ. 居室等】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無
【ホ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン 無

【8. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【9. 非常用の照明装置の概要】

【イ. 照明器具】 白熱灯 (灯) 蛍光灯 (灯) 高輝度放電灯 (灯) 無
【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

蓄電池（別置形）（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
自家用発電装置（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
蓄電池（別置形）・自家用発電装置併用（居室 灯、廊下 灯、階段 灯）
無

【10．給水設備及び排水設備の検査者】

（代表となる検査者）

【イ．資格等】（ ）建築士 （ ）登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ．氏名のフリガナ】

【ハ．氏名】

【ニ．勤務先】

（ ）建築士事務所 （ ）知事登録第 号

【ホ．郵便番号】

【ヘ．所在地】

【ト．電話番号】

（その他の検査者）

【イ．資格等】（ ）建築士 （ ）登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録建築設備検査資格者講習を修了した者 第 号

【ロ．氏名のフリガナ】

【ハ．氏名】

【ニ．勤務先】

（ ）建築士事務所 （ ）知事登録第 号

【ホ．郵便番号】

【ヘ．所在地】

【ト．電話番号】

【11．給水設備及び排水設備の概要】

【イ．飲料水の配管設備】 給水タンク（ 基 m^2 ） 貯水タンク（ 基 m^2 ）
その他（ ）

【ロ．排水設備】 排水槽（ 汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽）
排水再利用配管設備 その他（ ）

【ハ．圧力タンクの有無】 有 無

【ニ．給湯方式】 局所式 中央式

【ホ．湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
その他（ ）

【12．備考】

（注意）

この様式には、第三十六号の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、第三十六号の四様式第二面において指摘があつた建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

(注意)

この書類は、建築物ごとに作成してください。

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

「検査結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。

「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に「印」を記入してください。

「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、に該当しない場合に「印」を記入してください。

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に「印」を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、「印」を記入してください。

「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

1(9)から(11)「居室等の機械換気設備の性能(中央管理方式の空気調和設備を含む)」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。

2(10)から(12)「機械換気設備」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。

4「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、からに準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。

「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。

要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
（排煙設備）

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	令第123条第3項第1号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等				
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況		
(2)			排煙風道との接続の状況		
(3)			排煙口の設置の状況		
(4)			排煙口の周囲の状況		
(5)			屋外に設置された排煙口への雨水等の防止措置の状況		
(6)		排煙機の性能	排煙口の開放と運動起動の状況		
(7)			作動の状況		
(8)			電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況		
(9)			排煙機の排煙風量		
(10)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(11)	その他	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の位置		
(12)			排煙口の周囲の状況		
(13)			排煙口の取付けの状況		
(14)			手動開放装置の設置の状況		
(15)			手動開放装置操作方法の表示の状況		
(16)		機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況		
(17)			排煙口の開放の状況		
(18)			排煙口の排煙風量		
(19)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(20)			煙感知器による作動の状況		
(21)		機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況		
(22)			排煙風道の取付けの状況		
(23)			排煙風道の材質		
(24)			防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況		
(25)			排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況		
(26)		防火ダンパー	防火ダンパーの取付けの状況		
(27)			防火ダンパーの作動の状況		
(28)			防火ダンパーの劣化及び損傷の状況		
(29)			防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無		
(30)			防火ダンパーの温度ヒューズ		
(31)			防火区画の貫通措置の状況		
(32)			運動型防火ダンパーの熱感知器の位置		
(33)			運動型防火ダンパーの熱感知器との連動の状況		
(34)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置			
(35)		排煙口及び給気口の周囲の状況			
(36)		排煙口及び給気口の取付けの状況			
(37)		手動開放装置の設置の状況			
(38)		手動開放装置操作方法の表示の状況			
(39)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量			
(40)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			
(41)		煙感知器による作動の状況			
(42)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況			
(43)		給気風道の材質			
(44)		給気風道の取付けの状況			
(45)		防火区画及び防煙壁の貫通措置の状況			
(46)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況			
(47)		給気風道との接続の状況			
(48)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と運動起動の状況			
(49)		作動の状況			
(50)		電源を必要とする排煙設備給気送風機の予備電源による作動の状況			
(51)		給気送風機の排煙風量			
(52)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			
(53)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置			
(54)		吸込口の周囲の状況			
(55)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況			
2	令第123条第3項第1号に規定する付室及び令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー				
(1)	令第123条第3項第1号に規定する付室及び令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況			
(2)		給気口の周囲の状況			
3	令第126条の2第1項に規定する居室等				
(1)	可動防煙壁	手動降下装置の作動の状況			
(2)		手動降下装置による運動の状況			
(3)		煙感知器による運動の状況			
(4)		可動防煙壁の材質			
(5)		可動防煙壁の防煙区画			
(6)		中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況			

4 予備電源							
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画の貫通措置の状況				
(2)			発電機の発電容量				
(3)			発電機及び原動機の状況				
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)			空気槽の圧力				
(6)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)			自家用発電装置の取付けの状況				
(9)			屋内設置の場合の給排気の状況				
(10)			接地線の接続の状況				
(11)		絶縁抵抗					
(12)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況				
(13)			始動及び停止の状況				
(14)			運転の状況				
(15)			排気の状況				
(16)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
(17)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(18)	エンジン直結の排煙機		直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況			
(19)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況					
(20)		セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況					
(21)		給気管及び排気管の取付けの状況					
(22)		Vベルト					
(23)		接地線の接続の状況					
(24)		絶縁抵抗					
(25)		直結エンジンの性能		始動及び停止の状況			
(26)				運転の状況			
(27)				計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況			
5 上記以外の検査項目等							
特記事項							
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月			

(注意)

この書類は、建築物ごとに作成してください。

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。

該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

「検査結果」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。

「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に 印を記入してください。

「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、 に該当しない場合に 印を記入してください。

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に 印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、 印を記入してください。

「担当検査者番号」欄は、「検査に關与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

1(6)から(10)「排煙機の性能」、1(16)から(20)「機械排煙設備の排煙口の性能」、1(39)から(41)「特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能」及び1(48)から(52)「特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能」については、排煙風量測定記録表(別表3)を添付してください。

5「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、 から 準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。

「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。

要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

検査結果表
(非常用の照明装置)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目等		検査結果		担当検査者番号
			指摘なし	要是正 既 存 不適格	
1	照明器具				
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等			
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況			
(2)		予備電源の性能			
(3)	照度	照度の状況			
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況			
(5)	配線	配電管等の防火区画貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)			
3	電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	配線	照明器具の取付状況及び配線の接続の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)			
(2)		電気回路の接続の状況			
(3)		接続部(ただし幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況			
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の耐熱配線処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)			
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況			
(6)		蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況			
4	電池内蔵形の蓄電池				
(1)	配線及び充電ランプ	充電ランプの点灯の状況			
(2)		誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況			
5	電源別置形の蓄電池				
(1)	蓄電池	蓄電池室の外観	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況		
(2)			換気の状況		
(3)			蓄電池の設置の状況		
(4)		蓄電池の性能	電圧		
(5)			電解液比重		
(6)			電解液の温度		
(7)		充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況		
(8)			キュービクルの取付けの状況		
6	自家用発電装置				
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置の外観	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況		
(2)			発電機の発電容量		
(3)			発電機及び原動機の状況		
(4)			燃料油、潤滑油及び冷却水の状況		
(5)			空気槽の圧力		
(6)			セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況		
(7)			燃料及び冷却水の漏洩の状況		
(8)			計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況		
(9)			自家用発電装置の取付けの状況		
(10)			給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)		
(11)			接地線の接続の状況		
(12)			絶縁抵抗		
(13)		自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況		
(14)			始動及び停止の状況		
(15)			音、振動等の状況		
(16)			排気の状況		
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況		
7	上記以外の検査項目等				

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

この書類は、建築物ごとに作成してください。

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

「検査結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。

「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に 印を記入してください。

「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、 に該当しない場合に 印を記入してください。

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に 印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、 印を記入してください。

「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

2(3)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。

7「上記以外の調査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、から に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。

「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。

要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日	測定機器 メーカー名	型式番号等				
階	室名*注1	必要換気量 (m3/h)	換気方式	換気設備機種名*注2	換気状況の評価*注3	判定
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正
			一種・二種・三種			指摘なし・要是正

注1) 中央式空調設備などで、複数室の外気取り入れをまとめて行い、それらを一括して評価する場合は、まとまりを構成する複数の室名を記入する。

注2) 室ごとに単独の換気扇がある場合など、換気設備が特定されている場合は、その名称を記入する。

注3) 換気状況の評価欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。

これに代わる方法として以下の確認等を行った場合には、その結果を記入する。

- ・各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する。
- ・外気取り入れ送風機の電流値を測定し、定格値と比較して矛盾がないか確認する。
- ・中央制御盤等で、取り入れ外気量のモニターを行っている場合には、その計測結果に問題がないか確認する。
- ・個別の換気設備では、その運転状況、フィルターが目詰まり状況、清掃状況などの目視確認を行い、問題点がないか確認する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等					
室番 (場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量 (m ³ /h)	開口面積 (m ²)	測定風速*注 (m/s)	測定風量 (m ³ /h)	判定
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 測定風速欄には、原則的に測定した箇所の平均風速を記入する。

検査結果表
（換気設備）

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目等	検査結果		担当検査者番号	
		指摘なし	要是正 既存不適格		
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）				
(1)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	外気取り入れ口及び排気口への雨水等の防止措置の状況			
(2)		外気取り入れ口及び排気口の取付けの状況			
(3)		各室の給気口及び排気口の設置位置			
(4)		給気口、排気口及び居室内の空気を取り入れ口の取付けの状況			
(5)		風道の取付けの状況			
(6)		風道の材質			
(7)		給気機及び排気機の設置の状況			
(8)		換気扇による換気の状況			
(9)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	各系統の換気量		
(10)			各室の換気量		
(11)			中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況		
(12)	中央管理方式の空気調和設備		空気調和設備の設置の状況		
(13)			空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況		
(14)			空気調和設備の運転の状況		
(15)			空気ろ過器の点検口		
(16)			冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離		
(17)			空気調和設備の性能	各室内の温度	
(18)	各室内の相対湿度				
(19)	各室の浮遊粉じん量				
(20)	各室の一酸化炭素含有率				
(21)	各室の二酸化炭素含有率				
(22)	各室の気流				
(23)	各室の吹き出し空気の分配の状況				
2	換気設備を設けるべき調理室等				
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質			
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況			
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ			
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置			
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の機能確保の状況			
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況			
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離			
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況			
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）			
(10)	機械換気設備	排気筒に設ける防火ダンパーの設置の状況			
(11)		換気扇による換気の状況			
(12)		機械換気設備の換気量			
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室				
(1)	防火ダンパー等	防火ダンパーの設置の状況			
(2)		防火ダンパーの取付けの状況			
(3)		防火ダンパーの作動の状況			
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況			
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無			
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ			
(7)		防火区画の貫通措置の状況			
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置			
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況			
4	上記以外の検査項目等				

特記事項

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月

別表3 排煙風量測定記録表 (A4)

測定年月日	測定機器 メーカー名		型式番号等				
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量			
			最大防煙区画面積	$m^2 \times 1 \text{ or } 2 = m^3/min$			
2	排煙口				判定		
	階	室名	排煙口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)		測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
							指摘なし・要是正
3	排煙機				判定		
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (㎡)	測定風速 (m/s)	測定風量 (m ³ /min)		規定風量 (m ³ /min)	
						指摘なし・要是正	
4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え					
	有 ・ 無	指摘なし・要是正					
5	排煙口配置・系統図 (排煙機と排煙口の対応関係がわかる図を記入すること)						

注1) 測定風速欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

注2) 原則として、排煙口の風量測定結果により判定を行うが、当該室の諸事情により測定を行うことが困難な場合は、当該排煙機の同一排煙系統で最大防煙区画面積に相当するエントランス、廊下、休止中の会議室等の排煙口を開放した後、排煙機の煙排出口風量のみを測定し判定を行う。

注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A4)

測定年月日		測定機器 メーカー名		型式番号等	
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度 (lx)	判定	
	階	部屋・廊下等			
白熱灯				指摘なし・要是正	
蛍光灯				指摘なし・要是正	
高輝度放電灯				指摘なし・要是正	

(別紙)

階別	測定場所	測定位置 ^{*注1}	光源の種類 ^{*注2}	照度 (lx)

注 1) 測定位置欄には、例示として次のように「出入口付近」、「右壁中央付近」等と明記する。

注 2) 光源の種類欄には、白熱灯、蛍光灯、高輝度放電灯の別及び電池内蔵のものにあつては、(内)と付す。

別添様式 関係写真（A4）

部位	番号	検査項目等	検査結果	
			要是正	その他
写真貼付		特記事項	-----	

部位	番号	検査項目等	検査結果	
			要是正	その他
写真貼付		特記事項	-----	

（注意）

この書類は、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。

記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、検査項目等に対応したものを記入してください。

「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

定期報告關係法令

建築基準法

建築基準法施行令

建築基準法施行規則

建築基準法施行細則

国土交通省告示

建築士法

建築基準法

昭和25年5月24日
法律第201号

(報告、検査等)

第12条 第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。)は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査(当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第三項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

～ (中略) ～

3 昇降機及び第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査(当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

～ (中略) ～

5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。

- 一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者
- 二 第一項の調査、第二項若しくは前項の点検又は第三項の検査をした一級建築士若しくは二級建築士又は第一項若しくは第三項の資格を有する者
- 三 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関
- 四 第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関

～ (以下略) ～

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

～ (中略) ～

- 四 第十二条第一項又は第三項(これらの規定を第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

～ (以下略) ～

建築基準法施行令

昭和25年11月16日

政令第338号

(勧告の対象となる建築物)

第14条の2 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

(定期報告を要する建築物)

第16条 法第十二条第一項の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。

建築基準法施行規則

昭和25年11月16日

建設省令第40号

(特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者)

第4条の20 法第十二条第一項に規定する法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「特殊建築物等調査資格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築基準適合判定資格者
 - 二 特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、次条から第四条の二十三までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録調査資格者講習」という。)を修了した者
 - 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者
- 2 法第十二条第三項の規定に基づき昇降機(法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条において同じ。)について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者(以下「昇降機検査資格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。
- 一 建築基準適合判定資格者
 - 二 昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四条の三十六及び第四条の三十七において準用する次条(第一項を除く。)から第四条の二十三までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録昇降機検査資格者講習」という。)を修了した者
 - 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者
- 3 法第十二条第三項の規定に基づき法第六条第一項第一号に掲げる建築物その他法第十二条第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「建築設備検査資格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。
- 一 建築基準適合判定資格者
 - 二 建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であつて、第四条の三十八及び第四条の三十九において準用する次条(第一項を除く。)から第四条の二十三までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録建築設備検査資格者講習」という。)を修了した者
 - 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

(定期報告)

第5条 法第十二条第一項(法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔において特定行政庁が定める時期(法第十二条第一項の規定による指定があつた日以後の新築又は改築(一部の改築を除く。))に係る建築物について、建築主が法第七条第五項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。)又は法第七条の二第五項(法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。)の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その

直後の時期を除く。)とする。

- 2 法第十二条第一項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3 法第十二条第一項の規定による報告は、別記第三十六号の二の四様式による報告書及び別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の二の四様式、別記第三十六号の二の五様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。
- 4 法第十二条第一項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築物の敷地、構造及び建築設備の状況を把握するため必要があると認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

第6条 法第十二条第三項(法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告の時期は、建築設備、法第六十六条に規定する工作物(高さ四メートルを超えるものに限る。)又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等(以下「建築設備等」という。)の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで)の間隔において特定行政庁が定める時期(法第十二条第三項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期を除く。)とする。

- 2 法第十二条第三項の規定による検査は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3 法第十二条第三項の規定による報告は、昇降機(令第三百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターを含む。以下この条において同じ。)にあつては別記第三十六号の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の二様式による定期検査報告概要書に、令第三百三十八条第二項第二号又は第三号に掲げる遊戯施設(以下単に「遊戯施設」という。)にあつては別記第三十六号の三の三様式による報告書及び別記第三十六号の三の四様式による定期検査報告概要書に、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)にあつては別記第三十六号の四様式による報告書及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書にそれぞれ国土交通大臣が定める検査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第三十六号の三様式、別記第三十六号の三の二様式、別記第三十六号の三の三様式、別記第三十六号の三の四様式、別記第三十六号の四様式、別記第三十六号の四の二様式又は国土交通大臣が定める検査結果表その他の事項を記載する報告書の様式又は検査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該検査結果表によるものとする。
- 4 法第十二条第三項の規定による報告は、前項の報告書及び調査結果表に、特定行政庁が建築設備等の状況を把握するために必要と認めて規則で定める書類を添えて行わなければならない。

建築基準法施行細則

(定期報告を要する建築物の指定等)

第18条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物及び省令第5条第1項に規定する知事が定める時期は、次の表に定めるとおりとし、法第12条第1項の報告は、省令第5条第3項に定める別記第36号の2の4様式(報告書)及び別記第36号の2の5様式(定期調査報告概要書)に、附近見取図、配置図、平面図及び知事が必要と認める書類を添えてするものとする。

建築物の用途	建築物の面積又は階数	報告の時期
ホテル又は旅館	その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの	昭和49年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場(地区公民館を除く。)又は観覧場	その用途に供する部分の床面積が300平方メートルを超えるもの	昭和50年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗	その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの	昭和50年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。ただし物品販売業を営む店舗は昭和56年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
病院又は診療所	その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの	昭和51年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
老人福祉施設(入所施設があるものに限る。)	その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	平成12年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
キャバレー、ナイトクラブ、バー、カフェ、料理店、遊技場、ダンスホール、待合又は飲食店	地階を除く階数が3以上で、当該用途に供する床面積の合計が300m ² を超えるもの。ただし、当該用途に供する地階の床面積の合計又は3階以上の階の床面積の合計が100m ² を超えるものに限る。	第1回目は、平成15年11月1日から平成16年2月25日まで、第2回目は、平成18年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごとに行うものとする。

2 法第12条第1項の調査は、前項に規定する報告の日前3箇月以内にしなければならない。

(定期報告を要する建築設備等の指定等)

第 19 条 法第 12 条第 3 項(法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により知事が指定する建築設備及び工作物は、次の各号に定めるとおりとし、同条の検査の結果の報告は、それぞれ当該各号に定める様式に知事が必要と認める書類を添えてするものとする。

- (1) エレベーター(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 41 条第 2 項に規定する性能検査を受けなければならないものを除く。)及びエスカレーター(1 戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。)にあっては、省令第 6 条第 3 項に定める別記第 36 号の 3 様式(報告書)及び別記第 36 号の 3 の 2 様式(定期検査報告概要書)
 - (2) 遊戯施設にあっては、省令第 6 条第 3 項に定める別記第 36 号の 3 の 3 様式(報告書)及び別記第 36 号の 3 の 4 様式(定期検査報告概要書)
 - (3) 前条第 1 項の表に掲げる建築物に法第 28 条第 2 項ただし書及び同条第 3 項の規定により設けられた換気設備(自然換気設備を除く。)並びに法第 35 条の規定により設けられた排煙設備(排煙機を有するものに限る。)及び非常用の照明装置にあっては、省令第 6 条第 3 項に定める別記第 36 号の 4 様式(報告書)及び別記第 36 号の 4 の 2 様式(定期検査報告概要書)
- 2 法第 12 条第 2 項の規定による検査は、報告の日前 3 箇月以内にしたものでなければならない。
- 3 省令第 6 条第 1 項の規定による知事が定める報告の時期は、毎年とし、かつ、前回報告した日から 1 年を超えない日までとする。

国土交通省告示第 1165 号（平成 16 年 9 月 29 日）

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 25 第 1 号（同規則第 4 条の 37 及び第 4 条の 39 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を次のように定める。

- 第 1 登録調査資格者講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下単に「大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
 - 二 学校教育法による短期大学（以下単に「短期大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
 - 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は学校教育法による高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者
 - 四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下単に「高等学校等」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して七年以上の実務の経験を有する者
 - 五 建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者
 - 六 建築行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
 - 七 火災予防業務に関して 5 年以上の消防吏員としての実務の経験を有する者
 - 八 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 2 の 2 第一項に規定する防火対象物点検資格者として 5 年以上の実務の経験を有する者
 - 九 消防法第 17 条の 6 第一項に規定する甲種消防設備士として 5 年以上の実務の経験を有する者
 - 十 前各号と同等以上の知識及び経験を有する者

国土交通省告示第 356 号（平成 13 年 3 月 29 日）

（改正：国土交通省告示第 1167 号（平成 16 年 9 月 29 日））

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 20 第 1 項、第 4 項及び第 7 項の規定に基づく国土交通大臣が定める要件を次のように定める。

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 20 第 1 項、第 4 項及び第 7 項に規定する国土交通大臣が定める要件は、次のいづれにも該当しない者であることとする。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

- 三 建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 学歴又は実務の経験を偽ったことが判明した者
- 五 故意又は過失により建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 1 項の調査又は同条第 2 項の検査を粗雑にしたことが明らかになった者

建築士法

昭和25年5月24日

法律第202号

(懲戒)

- 第10条** 一国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。
- 一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。
 - 二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴かななければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、業務の停止を命じ、又は免許を取り消そうとするときは、それぞれ中央建築士審査会又は都道府県建築士審査会の同意を得なければならない。
- 5 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、第三項の規定により出頭を求めた参考人に対して、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を支給しなければならない。

(登録)

- 第23条** 一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続の代理(木造建築士又は木造建築士を使用する者(木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。))にあつては、木造の建築物に関する業務に限る。以下「設計等」という。)を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。
- 3 第一項の登録の有効期間の満了後、引き続き、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとする者は、その建築士事務所について更新の登録を受けなければならない。